

情報セキュリティ対策基本方針

平成 23 年 4 月 1 日改訂
一般財団法人 北海道河川財団

一般財団法人 北海道河川財団(以下、「当財団」という。)が業務で扱っている情報には、道民の安全、安心に直結する防災情報や国土交通省等行政機関の情報が含まれており、より高いレベルでの信頼性が求められている。

このため、当財団における情報セキュリティ対策基本方針(以下、「基本方針」という。)を策定し、必要な情報セキュリティの確保に取り組むこととする。

(1) 体制の整備

基本方針に基づき情報セキュリティ対策を実施するため、当財団内の管理・運用体制を整備する。

(2) 情報セキュリティ教育

情報技術の進歩や業務環境の変化に対応し、情報セキュリティ水準の維持及び向上を図るため、情報を扱う全ての役職員(外部委託を含む。)に対し必要な教育・研修を実施する。

(3) 情報資産の保護

情報資産の機密性・完全性・可用性を確保するため、情報の作成、利用、保存、移送、提供及び消去等の段階において適切な対策を行う。

(4) 情報セキュリティ対策

情報資産を不正アクセスや漏洩等の脅威から保護するため、情報システムのセキュリティ要件を明確にし、対策を行う。

また、情報システムを構成する個々のコンピュータ、ソフトウェア等の構成要素に対して適切な情報セキュリティ対策を行う。

(5) 外部委託に関する対策

当財団が業務を外部に委託する際には、情報の安全管理が確保されるよう適切な対策を行う。

(6) 法令等の遵守

情報セキュリティ対策を実施する際には、基本方針のほか、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、著作権法、行政機関の保有する個人情報に関する法律その他関係法令の規定、情報セキュリティ対策について定めた既存の政府決定等を遵守するものとする。

(7) 個人情報の保護

当財団が取り扱う個人情報の保護については、当財団の「個人情報保護基本方針」に基づき実施するものとする。

(8) 見直し

当財団は、取扱う情報資産のリスクに影響を及ぼす変化に対応し、基本方針を継続的に見直し、その改善に努めるものとする。

附則

この規程は、平成23年4月1日から適用する。